

匠瑛市建設工事等入札参加業者の指名停止一覧

| 番号 | 業者名 | 指名停止期間 | 決定日 | 適用条項 | 理由 |
|-------|---|---|----------------|---|---|
| 21- 8 | 東京都杉並区阿佐谷南3丁目7番2号 技研興業株式会社 代表取締役 中濱昭人 | 平成22年 2月17日から 平成22年 3月16日まで (1か月) | 平成22年 2月17日 | 第2条第1項別表第2の13 (その他不正又は不誠実な行為) | 君津地域整備センター発注「県単災害防止工事(法面工)」において、平成21年11月24日に法面にあった既設のモルタルを取り壊す作業を行っていたところ、下請業者である技研興業(株)の作業員がロープを固定する際に足を滑らせ、法面上部18メートル付近から滑落した。下請業者の作業員は病院に搬送されたが、死亡が確認された。 このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。 |
| 21- 7 | 千葉県千葉市中央区東千葉1丁目13番2号 京葉シビルエンジニアリング株式会社 代表取締役 大野啓且 | 平成21年11月 5日から 平成21年12月 4日まで (1か月) | 平成 21年 11月 5日 | 第2条第1項別表第2の13 (その他不正又は不誠実な行為) | 京葉シビルエンジニアリング株式会社は、平成21~23年度の千葉県建設工事等入札参加資格申請(測量等業者)において、技術者経歴書に雇用関係がない技術者を記載したことが判明した。 このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。 |
| 21- 6 | 千葉県千葉市本町1丁目6番10号 オリエンタル測量株式会社 代表取締役 戸村利之 | 平成21年10月13日から 平成22年 2月12日まで (4か月) | 平成 21年 10月 13日 | 第2条第1項別表第2の13 (その他不正又は不誠実な行為) | オリエンタル測量株式会社は、匠瑛市発注の「(仮称)合併記念公園測量業務」について、業務の継続が不可能であるとして、平成21年9月25日付けで契約解除申出書を提出し、それによって平成21年9月30日付けで契約解除を行った。 このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。 |
| 21- 5 | 東京都台東区台東3丁目18番3号 エス・イー・シーエレベータ株式会社 代表取締役 鈴木孝夫 | 平成21年 8月12日から 平成21年 9月11日まで (1か月) | 平成21年 8月12日 | 第2条第1項別表第2の14 (その他不正又は不誠実な行為) | エス・イー・シーエレベータ株式会社の代表取締役ら3人が、平成18年6月に東京都港区で発生したマンションエレベーター死亡事故に絡み、平成21年7月16日に業務上過失致死罪で起訴された。 このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。 |
| 21- 4 | 東京都新宿区西新宿6丁目6番3号 日本道路興運株式会社 取締役社長 山口哲也 東京都品川区西五反田7丁目10番4号 日本総合サービス株式会社 代表取締役社長 渡邊五郎 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3 大新東株式会社 代表取締役 玉山雅之 埼玉県八潮市大字木曾根506番地 ムサン興発株式会社 代表取締役 松岡 力 | 平成21年 7月29日から 平成22年 1月28日まで (6か月) | 平成21年 7月29日 | 第2条第1項別表第2の4 及び第3条第3項 (独占禁止法違反行為) | 関東地方整備局(千葉県内に所在する事務所を含む。)が発注する車両管理業務について、遅くとも平成17年1月1日から平成20年7月15日までの間、独占禁止法違反行為を行っていたとして排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。 |
| 21- 3 | 東京都港区虎ノ門一丁目20番10号 西松建設株式会社 代表取締役社長 石橋 直 | 平成21年 7月15日から 平成21年 8月14日まで (1か月) | 平成21年 7月15日 | 第2条第1項別表第2の13 (その他不正又は不誠実な行為) | 平成21年6月26日に政治資金規正法違反の疑いで、西松建設(株)の前代表役員が追起訴された。 このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。 |

匠瑳市建設工事等入札参加業者の指名停止一覧

| 番号 | 業 者 名 | 指名停止期間 | 決定日 | 適用条項 | 理 由 |
|-------|---|--|------------|----------------------------------|---|
| 21- 3 | 大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号 株式会社クボタ 代表取締役社長 益本康男 | 平成21年7月15日から 平成21年9月14日まで (2か月) | 平成21年7月15日 | 第2条第1項別表第2の12 (建設業法違反行為) | (株)クボタが平成16年8月山武農林振興センター発注工事及び平成17年9月千葉県水道局発注工事において、資格要件を満たさないものを専任の監理技術者として配置していた。このことが、建設業法違反であるとして、近畿地方整備局から平成21年6月25日に平成21年7月10日から24日までの15日間営業停止処分を受けた。 このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。 |
| 21- 2 | 東京都港区虎ノ門一丁目20番10号 西松建設株式会社 代表取締役社長 石橋 直 | 平成21年6月3日から 平成21年7月2日まで (1か月) | 平成21年6月3日 | 第2条第1項別表第2の13 (その他不正又は不誠実な行為) | 平成21年3月3日に政治資金規正法違反の疑いで、西松建設(株)の前代表役員を再逮捕、3月24日追起訴された。 このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。 |
| 21- 1 | 栃木県小山市大字外城81番地9 アクリーグ株式会社 代表取締役 磯山左門 | 平成21年5月15日から 平成21年11月14日まで (6か月) | 平成21年5月15日 | 第2条第1項別表第2の13 (その他不正又は不誠実な行為) | アクリーグ(株)は、平成20年7月1日匠瑳市発注の固定資産基礎資料整備業務の入札参加者に必要な資格のうち、「ISO9001、ISO14001、プライバシーマーク、ISO27001」を認証取得又は平成20年度中に取得見込みであることを受託(契約)条件としたが平成20年度中に「ISO14001及びISO27001」を取得できなかった。 このことは、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるので指名停止するものである。 |